大分県佐伯市大入島石間浦の自然史・文化の研究

-不条理な埋立問題に関する科学的データの収集と分析---

大入島自然史研究会 ●山下 博由*1/新井 章吾*2/福田 宏*3 星野 和夫*4/池口 明子*5/幸塚 久典*6 下川 澄江*7

はじめに

大分県佐伯市大入島(おおにゅうじま)は、豊後水 道に面した佐伯湾に浮かぶ面積5.66km²、周囲23.2km の離島である (図1)。人口は1197人で (平成12年国 勢調査)、産業別就業人口の構成は農業4%、漁業 30%、第二次産業30%、第三次産業36%(財団法人 日本離島センター、2005)であり、漁業は重要な基幹 産業となっている。

島の南東岸の石間浦(いしまうら)は大入島の表玄 関であり、その集落・石間区には290名120世帯(2005 年12月現在)の住民が暮らしている。石間浦の東部に は南北約0.8kmの磯がある(図1の調査対象地域)。本 文では便宜上、この磯を「石間浦」と呼び、集落全体 を「石間区」と呼んで区別する。

石間浦においては、大分県土木建築部(国土交通省 国庫補助事業) による大入島東地区港湾環境整備 (廃 棄物埋立護岸)事業(事業期間、平成9年~22年)が あり、6.1 ha の埋め立てが計画されている (図2)。 公

■大入島自然史研究会

2004年設立。本報告の著者 らを中心に、大入島を愛す る市民・研究者で組織され ている。会員約30名。



山下 博由

●助成研究テーマ 大分県佐伯市大入島石間浦の自然史・文化の研究

●助成金額 2004年度 80万円



図1 大入島と石間浦 (調査対象地域) の位置図

有水面埋立免許願書は平成14年(2002年)7月に提出 され、15年1月に認可された。大分県は、平成15年11 月と17年1月に工事の着工を試みたが、住民の海上行 動を含む強烈な抵抗にあい、現在まで、工事は休止状 態になっている。また石間区住民たちは、大分県を被 告として公有水面埋立免許取消訴訟を、大分県漁協を 被告として漁業権放棄手続の無効を確認する訴訟を起 こし、法廷で係争中である。

石間浦の埋立計画地は非常に豊かな磯・海辺環境で あり、海藻や貝類 (アワビ、サザエ) などの地先漁業 の豊かな漁場になっている。その豊かな海の幸の利用 において、「磯草の権利」と呼ばれる漁労慣習が存在 する。環境省の全国藻場調査によっても2haの藻場が 確認されており(環境庁自然保護局・財団法人海中公

- *1 貝類保全研究会、大入島自然史研究会代表
- *2 株式会社海藻研究所
- *3 岡山大学農学部水系保全学研究室
- *4 大分マリーンパレス水族館うみたまご

- *5 名古屋産業大学
- *6 海中景観研究所
- *7 佐伯の自然を守る会



図2 石間浦の地形と埋立計画地(実線内) 昭和49年国土地理院航空写真から作成。

園センター、1994)、バンドウイルカの回遊域にもなっている。山下・福田らは2003年から、貝類について調査を行い多くの種(絶滅危惧種や大分県新記録種を含む)を確認し、生態系の豊かさを示した(山下、2004)。

この豊かな海岸生態系は、廃棄物埋立護岸工事によって消失の危機にある。しかしその埋立計画においては、地域住民の意志が無視されており、住民の生活や伝統的文化(慣習的漁業権など)への配慮が欠けている他、生態系の科学的評価は極めて杜撰であると指摘される。本研究では、1)海岸生態系の調査、2)住民の生活・文化、特に「磯草の権利」の地理学的調査、3)住民の立場から見た埋立必要理由の正当性の検証、以上を中心に調査・研究を行なった。

1. 海岸生態系の調査

石間浦の海岸生態系についての調査報告は、「環境保全に関し講じる措置を記載した図書佐伯港(大入島東地区)」(大分県佐伯土木事務所、2002:以下、大分県の工事に係る環境調査と呼ぶ)があるが、山下・福田らの調査によって、その調査が不充分であることが指摘されていた。

そこで、貝類に加えて、その他の海岸無脊椎動物・ 魚類・海藻の専門家によって、石間浦の海岸生態系の 詳細な調査を行った。以下の報告では、一部の種を除いて学名を省略した。

1A) 貝類(山下・福田・新井・幸塚・池口)

石間浦の貝類については、山下・福田・鈴木田亘 平*8らが2003年8月28・29日、同12月2日に調査を 行ない、約180種(生息種160種以上)の貝類を確認 し日本貝類学会大会で報告した(山下ほか、2004)。 そのうち、ミヤコドリ Cinnalepeta pulchella (図3)、 ヒナユキスズメ Phenacolepas sp.は大分県版レッドリ スト (大分県、2001) において絶滅危惧 I A 類に選定 されている種で、石間浦の埋立計画地において生息が 確認された。その他、ビロウドヒザラガイ、コガタツ マミガイ、ヒメアワモチなどの大分県新記録種が20種 以上確認された。また、全国的に産出記録が少なく、 分類学的に重要な種として、セトウチヌバタマホシノ ミキビ Eatonia (Mistostigna) sp.、コイブミツボ Alvania sp. (和名新称、図4) などが確認された。コ イブミツボは殻長2.2mm、殻径1mmの種で、これま で山口県沿岸の周防灘でしか発見されていなかった (Fukuda et al, 2000)。石間浦では潮下帯*9の海藻中 から多数の個体の生息が確認された。和名は殼の弱々 しい彫刻と模様を、恋文の文字に喩えたものである。

本研究では、2005年6月4~6日、10月6~10日、10月24~26日、2006年3月13~14日の調査によって、潜水や漁労によって主に潮下帯から多くの種が追加された。ヤツシロガイ、スジウズラ、ボウシュウボラ、ハボウキなどの大型種と、ヒトエガイ(図5)、イシガキウミウシなどのウミウシ類が追加記録された。

本研究の結果、石間浦で確認された貝類の種数は220種を越えた。石間浦には、多様な貝類が豊富に生息しており、また保全上重要な種や研究上重要な種も多く生息していることが明らかになった。大分県では石間浦でしか確認されていない種も少なくない。

しかし、大分県の工事に係る環境調査(大分県佐伯 土木事務所、2002)には48種の貝類しか記載されてい ない。しかも、ベッコウガサ、マツバガイ、ヨメガカ サ、アワビ類の4種、サザエ、スガイ、クボガイ、イ シダタミ、コシダカガンガラ、アラレタマキビ、キク スズメ、ムラサキインコ、ケガキなどの石間浦に多産 する普通種・優占種が確認されていない。このことは、 大分県の工事に係る環境調査が石間浦の貝類の生息状 況・種多様性を、全く充分に把握できていないことを 示している。

^{*8} 岡山大学農学部水系保全学研究室(2003年当時)

^{*9} 潮下帯:低潮線(干潮線)より下部の干出しない海域。潮間帯:潮の干満によって干出する海域。











図11~12:棘皮動物 11: ユカリウミシダ Dorometra parvicirra、 12:ニセアカヒトデ近似種 Heteronardoa cf. carinata

図13~14:魚類 13:イワアナコケギンポ Neoclinus lacunicola、 14:ツルウバウオ Aspasmichthys ciconiae

1B) 貝類以外の海岸無脊椎動物 (幸塚・新井)

主に潜水調査によって、刺胞動物門17種、触手動物門1種、環形動物門2種、棘皮動物門20種を確認した。 刺胞動物、棘皮動物を重点的に調査した。

刺胞動物では多くのスナギンチャク類 (図6、7) やサンゴ類が生息することが確認された。マメスナギンチャク類の一種 Zoanthus sp. (図8) は興味深い種である。サンゴ類では、ハナタテサンゴ、エントウキサンゴ (図9) などの他、ヒユサンゴ (図10) などの造礁性サンゴも確認された。

棘皮動物でも多様な種が確認されたが、ユカリウミシダ Dorometra parvicirra (図11) は、これまでに沖縄、小笠原、富山湾などから記録されている種で、おそらく九州沿岸では初記録と思われる。他に、ニセアカヒトデ近似種 Heteronardoa cf. carinata (図12)の生息が注目される。スナギンチャク類、サンゴ類、ウミシダ類の石間浦での報告は初めてで、大分県の工事に係る環境調査(大分県佐伯土木事務所、2002)でも確認されていなかった。これらの生物の生態写真は、2006年に開かれたシンポジウム*10で公開されたが、その美しい姿に多くの人が感動し、また地元住民も知らざる石間浦の自然の新たな側面を提示したと言える。

1C) 魚類 (星野)

釣り、タモ網、潜水観察(水深12m以浅)による調査を行った。確認できた種数は、6目24科45種であった。このうち、イワアナコケギンポ Neoclinus lacunicola (図13) は、これまで伊豆半島、紀伊半島、高知県などでの分布が知られているが、新たな分布域確認となる。イワアナコケギンポは、石間浦では潮下帯の岩盤基質に多数固着したオオヘビガイの殻を「隠れ家」として利用している興味深い生態が確認された。

ツルウバウオ Aspasmichthys ciconiae (**図14**) は、 男鹿半島以南の潮間帯から潮下帯の岩礁域に生息する ことが知られているが、大分県下での確認例はなかっ た。ウバウオ科としても大分県初の記録である。

今回の調査では、上記の種の他にミミズハゼ属の未記載種と思われるものも確認できた。星野によるこれまでの調査(星野、準備中)では、番匠川河口でアカメやカワアナゴを始め、シロウオ、イドミミズハゼ、クボハゼ、エドハゼ、チクゼンハゼが、また同中流域ではオオウナギなどの希少な周縁性淡水魚および通し回遊魚(後藤、1987)の生息も確認されている。しか



図15 ヒジキの藻場

しながら、石間浦の埋立工事により、これらの魚類の 稚魚の供給量に何らかの影響が出ることが危惧される。

なお、このうちシロウオは佐伯市内では"しらうお" として親しまれ、毎年2月頃に行われる"しらうお" の叉手網漁は春の訪れを告げる番匠川の風物詩となっ ている。

さらに佐伯湾沿岸部からは27目149科453種の魚類が確認されており(星野、準備中)、石間浦海域は佐伯湾の多様な魚種構成の重要な部分を担っているものと思われる。以上のことから、石間浦海域は学術的な価値が高く、多様性の維持、希少種保全の側面などから鑑みて保護に留意すべき海域と思われる。

なお、大分県の工事に係る環境調査(大分県佐伯土 木事務所、2002)では、魚卵・稚仔魚の調査しか行わ れておらず、14種が識別されているのみである。

1D) 海藻 (新井)

潜水によって、定性調査とベルトトランセクト調査を行った。緑藻17種、褐藻39種、紅藻66種および海草1種の合計123種が確認された。1つの属や分類群に複数種が含まれている場合も、便宜的に1種としてあるため実際の出現種はこれより多い。大分県の工事に係る環境調査(大分県佐伯土木事務所、2002)では、一季節に最大で28種しか確認されておらず、石間浦の藻場の種多様性が充分に把握されていない。

石間浦では外洋性種と内湾性種の混在により、藻類の多様性が高くなっている。トオドオ鼻においては、潮間帯から水深5.4mまで、ヒジキ(図15)、ヤナギモク、トサモク、ヨレモクモドキ、クロメなど大型褐藻の疎生な藻場が形成されていた。小学校地先においては、潮間帯から水深5.3mまでヒジキ、ジョロモク、イ

^{*10} 大入島自然史研究会主催、シンポジウム「大入島発!大分の 豊かな里海を守ろう」。2006年3月1日、佐伯文化会館。

表1 石間浦における「磯草」利用

種類	利用方法	方名	標準和名	利用方法の詳細
海藻	食用	ひじき	ヒジキ	
		てんぐさ	マクサ	
		しやめ	クロメ	
		わかめ	ワカメ	
		とんなし	ニクムカデ、サクラノリ	
		おごう	ムカデノリ	
		あおさ	ヒトエグサ?	
	食用以外	ŧ	ホンダワラ、マツノリ	肥料
		ふのり	マフノリ、フクロノリ、カイノリ	衣服の糊
		ふのり	マフノリ、フクロノリ	洗髪料
		とんなし	サクラノリ	瓦の漆喰
貝類	食用	にがにし	イボニシ、レイシ、クリフレイシ	茹でてお茶うけ、スパゲッティの具
		よめにーな	イシダタミ	寿司の具
		くろかい	ムラサキイガイ	寿司の具
		はちまいかーら	ヒザラガイ	類寿司の具
		あさり	ヒメアサリ	おつゆ
			マツバガイ	なます

トヨレモク、ヨレモクモドキの藻場が形成されていた。 水深5.3m以深ではクロメの疎生群落が形成されて いた。

魚類のアイゴの食害によるものと考えられるヒジキ 群落やヤナギモク群落の衰退が観察された。水深10m 付近では岩や礫上に堆泥が顕著で、被度90%以上、厚 さ10mm以上あり、クロメなどの海藻の生殖細胞とア ワビなどの幼生の入植を制限していることは明らかで ある。このような堆泥は石間浦以外の豊後水道や瀬戸 内海でも知られ、アマモの分布などを制限しているこ とが報告されている。

2. 住民の生活・文化、特に「磯草の 権利」の地理学的調査(池口)

「磯草の権利」の実態を検討するため、住民が日常 生活で利用してきた動植物、すなわち「磯草」にどの ようなものがあり、いかに利用されているかを調査し た。石間区住民8名を対象に聞き取り調査をおこなっ た。聞き取り調査では、あらかじめ採集された標本と 図鑑の写真をもとにして、それぞれの生物について方 名、利用方法、利用時期、年中行事との関連をたずね、 このうち利用がとくに顕著なものについては個人の生 活史との関連を語っていただいた。その結果、「磯草」 のうち海藻類と貝類の利用について次のことがわかっ た (表1)。

聞き取りした海藻20種類のうち、13種類について利 用の回答があった。表1に示したように、食用のほか



図16 祭事・運動会など の時に食べられる 食紅で彩色したニ ッキ入りの寒天

肥料、衣服の糊、洗髪料、瓦の漆喰などにも利用され てきたことが分かった。食用では、年中行事と関連の 深い利用慣行として、祭事・仏事・運動会・もてなし の寒天(マクサ、図14)、お盆の「ひじき」の白和え (ヒジキ) があげられた。

貝類では聞き取りした貝類37種類のうち、30種類に ついて利用の回答があった。利用方法は食用である。 とくに「よめにーな」(イシダタミ)や「にがにし」 (レイシ、クリフレイシ、イボニシ) が好まれ、よく 採れる場所を認知してとる名人もいるという。

昭和20年代、佐伯湾沿岸の開発が顕著になる以前の 利用について、生活と密着した利用が語られた。例え ば、畑でとれる麦飯に「しやめ」(クロメ)の刻んだ ものをかけて常食していたこと、肥料として用いた 「も」(ホンダワラ)の利用には口開け(解禁日)が設 定され管理されていたこと、入札により「てんぐさ」 採集の権利を売った場合でも、台風のときに浜に寄っ た「てんぐさ」は村人のものであり、乾燥され常備さ れたことなどがある。

以上のように磯草の利用は多様で、生活に密着した 慣習であると結論付けられた。方名の発達度合いや食

表2 石間浦の埋立必要理由に関するアンケート結果

埋立必要理由「(1) 市民が水辺と	必要である	必要でない	無回答
親しむための緑地の整備」についてどう思われますか。	6	48	12
埋立必要理由「(2) 住宅用地の確	必要である	必要でない	無回答
保」についてどう思われますか。	4	53	9
埋立必要理由「(3) 土砂処分場の	石間浦を土砂処分場 とすることに賛成	石間浦を土砂処分場 とすることに反対	無回答
確保」についてどう思われますか。	1	54	11

用の以外の肥料、衣服の糊、洗髪料、瓦の漆喰などの 利用慣行の存在から考えると、「磯草」の利用は長い 年月を経た生活慣習であることが明らかである。

「磯草」と、それを取り巻く環境は大きく変わったものの、今もそれを生み出し支えている佐伯の海は、単に村に収益をもたらす財産としてだけではなく、地域の人々の生活のリズムをつくってきた唯一無二の「家」としても考える必要があるのではないかと考えられた。

大分地裁は、磯草の権利を「社会通念上、権利と認められる程度まで成熟した慣行上の利益があるとは、認められない」として、石間区住民が埋立工事の差し止めを求めた仮処分申請を却下した(2004年10月6日)。しかし本調査の結果からは、この司法判断は「磯草」の伝統的利用や現在の状況についての調査・検討が不充分なものではないかと指摘される。

3. 住民の立場から見た埋立必要理由の 正当性の検証(山下・下川)

「公有水面埋立免許願書添付図書1 埋立必要理由書」と書」(大分県、2002:以下では「埋立必要理由書」と呼ぶ)によれば、石間浦の埋立必要理由として、(1)緑地整備による埋め立ての必要性、(2)住宅用地確保による埋め立ての必要性、(3)港湾及び道路整備等に伴う土砂処分場の確保による埋め立ての必要性、の3つがあげられている。

そこでこれらの埋立必要理由について、石間区住民がどう考えているかを知るため、2006年5月に石間区においてアンケートを行った。石間区120世帯のうち、無作為に選んだ100世帯にアンケート用紙を配布し、無記名での記入をお願いした。回収できたのは配布した100枚のうち66枚であり、表2のような回答結果が得られた。

アンケートの回収数が充分とは言えないが、この回 答数の中では、(1) 緑地整備について「必要でない」 としたものが73%、(2) 住宅用地の確保について「必要でない」としたものが80%、(3) 土砂処分場の確保について「必要でない」としたものが82%であり、埋立必要理由は支持されていないことが明らかになった。

仮に未回収の34枚全てを埋立必要理由を支持するものと仮定した場合でも、埋立必要理由を支持する住民数よりも、埋立必要理由を支持しない住民数の方が多いことが分かった。

実施したアンケートでは、「必要である」「必要でない」という選択項目の他に、それぞれに「理由・御意見があれば御記入下さい」という項目を設けたが、それには多くのコメントが寄せられ、埋立問題についての住民の関心の高さがうかがえた。その一部を引用しながら、埋立必要理由の検証を行う。

3A) 緑地整備による埋め立ての必要性

アンケートのコメントにおいては、「緑地などわざ わざ作らなくても、緑はいっぱいです」というような 意見が多かった。これは大入島を訪れたことがある人 なら誰でも理解できることである。

埋立必要理由書には、「本緑地は、水辺に親しみ、人と港、人と海がふれあることのできる親水性の高い水際線を有する必要がある」と記されている。しかし、石間浦の海岸線のうち、特に大入島小学校付近の北部海岸は、石間浦において最も広い潮間帯転石地が干出する場所であり、「あさり」(ヒメアサリ)や「にがにし」(イボニシ類)、「よめに一な」(イシダタミ)などを住民が採捕する絶好の場所として利用している。また、大入島小学校でも、この磯を環境教育・レクリエーションの場として利用している。このように地域住民が充分に水辺に親しみ、利用している場所を「水辺に親しむ」ために埋め立てるという計画は、現実に矛盾している。これはこの埋立計画が、「役所の机の上で作られた」現地の現実に無知なものであることを如実に示している例と言えよう。

3B) 住宅用地確保による埋め立ての必要性

アンケートで多かった意見は、空き家がたくさんあ って、住宅用地は必要ないというものだった。「大入 島には9つの区があるが、空き家のない区はない」と いう意見もあった。また石間浦の埋立計画地は台風時 には波・風ともに強い場所で、住宅の立地にはふさわ しくないという指摘もいくつか見られた。これは重要 な問題である。

埋立必要理由書では、島の人口増と新規定住を促進 するために住宅用地の確保が必要としている。しかし、 上記のように立地条件の良い場所に空き家(宅地)が 存在し、埋立計画地は宅地としては不適であるという 状況であって、この住宅用地確保の計画は島の地理や 土地利用に関して現実的ではないものと指摘される。

アンケートには「昔のことであるが、若者の定住の ために市営住宅を造る事を(行政に)お願いした時は、 住宅用地が余っているので造れないと言っておきなが ら、今になって住宅用地とはまったく話にならないし という厳しい指摘もあった。

3C) 港湾及び道路整備等に伴う土砂処分場の 確保による埋め立ての必要性

この問題については、海や自然環境の破壊を危惧す る意見が、アンケートで多く見られた。特に、佐伯港 にあった興国人絹パルプ*11の工場廃液による汚染から 復活した今の石間浦の海に対する愛着を語る意見が目 を引いた。

埋立必要理由書においては緑地整備・住宅用地確保 の必要性が詳細に述べられており、土砂処分場の確保 は3番目に登場する埋立必要理由である。そして「大 入島東地区に整備する緑地及び住宅用地内において浚 渫土、公共残土を受け入れることとした | 「浚渫土及 び公共残土は、上記の緑地、住宅用地の埋立地に処分 することとした」と述べられており、あたかも「緑地、 住宅用地のために埋立地ができるので、そこに土砂処 分場を確保する」というような表現がされている。

しかし、この土砂処分場の確保こそ、埋立必要理由 の核心であると、多くの人が考えている。上に述べて きたように、緑地整備・住宅用地確保という埋立必要 理由はあまりにも現実に即しておらず、矛盾に満ちた ものであるので、それらは土砂処分場の確保のために 付加されたものであると考えられる。

この土砂は、佐伯港の港湾整備と東九州自動車道の

延伸とによって発生する約73万m2の工事残土である が、例えば、佐伯港総合開発促進協議会の会長である 西嶋泰義佐伯市長は、「佐伯港の(水深14m岸壁) 整 備で出る浚渫土などを埋める計画。港整備は東九州道 と並び市発展に必要。埋め立ての重要性を理解しても らいたい | と述べているし (毎日新聞 2006年3月29 日)、広瀬勝貞大分県知事も同様の意見をさまざまな 場所で述べている (例えば大分合同新聞ニュース)。

緑地整備・住宅用地確保という埋立必要理由の説得 力があまりにも弱いので、土砂処分場の確保こそが最 大の埋立必要理由であることを、もはや行政サイドは 全面に押し出している。広瀬県知事はあろうことか、 2004年12月、島の住民との話し合いの席で「(宅地と 緑化という目的は) そうではありませんで、本当は浚 渫土砂の捨て場」であると発言している(東本、2005)。 埋立必要理由は公有水面埋立事業の根幹を成すもので あり、この知事発言は埋立免許そのものの正当性を自 ら否定するものと言える。

まとめ

- (1)海岸生態系の調査:海岸無脊椎動物・魚類・海藻 の調査を行ない、多くの種を記録し、貴重な種の存在 も確認された。大分県の工事に係る事前環境調査(大 分県佐伯土木事務所、2002) に記録されていない多く の種を確認し、大分県による石間浦の自然環境・生態 系の評価・保全対策がごく不充分であることが示唆さ れた。
- (2) 住民の生活・文化、特に「磯草の権利」の地理学 的調査:「磯草の権利」の実態を調査し、「磯草」は 主に海藻・貝類で構成されていることと、その利用状 況を明らかにした。「磯草」の利用は長い年月を経た 生活慣習であることが明らかになり、それは石間区に おいて「充分に成熟した権利」であると認められた。
- (3) 住民の立場から見た埋立必要理由の正当性の検 証:石間区においてアンケート調査を実施し、埋立必 要理由を支持しない住民数が優位であることを確認し た。埋立必要理由の問題点が多くの住民から指摘され、 石間浦の埋立計画は地域住民の意志や大入島の現状を 反映していないものであることが明らかになった。

^{*11} 興国人絹パルプ株式会社。1969年に株式会社興人に改称。 佐伯工場の操業開始は1953年(昭和28年)。本社、東京。



図17 石間浦にある埋立反対詰所

むすび

一住民とは、民主主義とは何か―(山下)

この大入島の埋立問題には、日本の環境運動史上、いくつか注目される点が存在する。石間浦には、2003年11月18日の最初の工事着工以来、埋立工事反対詰所(図17)が3地点に建設され、現在も住民たちが交代で詰めている。また、2005年1月24日の再着工の際の、漁船による海上行動を含む熾烈な抗議は、日本の環境運動史上、最も激しい抵抗運動の一つであった。この住民たちの気概と直接行動が、現在も工事を止めている。また、この運動には多くの婦人・老人も参加している。

注目されるのは、この海域の存在そのものに対する 石間住民の強い愛着がこの運動を支えているという点 である。石間浦で行なわれている漁業活動は、自家消 費の「磯草」採取、「磯草の権利」に係る入札による 潜水漁労、数人の漁師による刺し網や蛸壷漁などがあ るが、地区全体にとっての経済性は決して高いとは言 えず、根本的には経済的利害要素の薄いものであると 考えられる。さらに、いわゆる生態系保全・自然保護 という視点ではなく、海や場所そのものへの愛によっ て、この運動が支えられていることが見て取れる。す なわち最も単純明快な動機の、環境運動の原点に近い 運動が、環境運動家によってではなく、ごく普通の住 民たちによって展開されているのが大きな特徴である。

この点においては、興国人絹パルプによる佐伯湾と 大入島周辺の海域汚染の歴史が、住民感情に強い影響 を及ぼしている。その工業廃液による海洋汚染が顕著 だった1960~70年代には、石間浦周辺の海は「醤油色」をしており、海で溺れた子供たち(異なる時期に4人)が、どこに沈んでいるのか分からず命を落としたという悲痛な事件が起こっている。その後、興国人網パルプの排水改善、パルプ部門閉鎖後*12に海の環境が回復し、現在の石間浦のような豊かで美しい海が戻ってきたわけである。それはまた、往時の海と共にあった住民のなごやかで豊かな生活の復活でもあった。こうした地域の歴史の中で、石間浦の海は「帰ってきた家族」として住民に捉えられているわけである。この歴史的感情を、埋立推進の大合唱を行っている大分県・佐伯市は理解せねばならない。

石間浦の埋立問題では、漁業権・地先権・住民の権利の問題などを争点に2件の裁判が係争中である。これらは海の国・日本において、海と人間の関わりの本質的な問題を、現在の社会に問う歴史的に重要な裁判である。大分県では、臼杵市風成事件(昭和48年、福岡高裁判決:行政訴訟において、埋め立てを止めた歴史的裁判)、大分市白木漁協漁業補償金配分事件(平成元年、最高裁判決)などの裁判が行われてきており、石間浦の裁判も含め大分県は海と人間の関わり・漁業権をめぐる法廷闘争のメッカであると言える。石間浦の裁判は、今後の日本における海と人間あり方を大きく左右するものとして重要である。

以上のような観点から、石間浦の埋立問題は、一地域・一県の問題に留まらず、日本の現代社会全体にとって重要な問題を多く含んでいると言える。住民と自然環境との関わり方、地域の自治とは何かという本質的な問題が、「磯草の権利」という象徴の中に含まれている。環境運動とは、すなわち住民運動であるが、住民とは何か、日本における民主主義がこの島で今まさに問われようとしているのである。「磯草の権利」の剥奪は、住民が地域の自然と関わる権利を否定するものに他ならない。

また我々は、地域の生態系の中に暮らす人間以外の多くの生物も地域住民であり、生存の権利を持った民主主義社会の構成者であることを確認しておきたい。生物目録とは住民台帳に他ならない。生物学、地理学などの全ての科学は、全生物・存在を真の平等に向けて解放するものであり、それは「家である地球」への愛に支えられたものであると思われる。それは市民が必要とする科学「市民科学」と同義ではないだろうか。

佐伯市は「平成の大合併」により、旧南海部郡の本 匠村、鶴見町、米水津村、宇目町、蒲江町を合併し、

^{*12} 株式会社興人の佐伯工場パルプ製造部門は、昭和60年に 興人パルプ株式会社に移管。興人パルプ株式会社は平成9年

に事業休止、平成10年に清算結了。現在の佐伯工場は発酵 事業などが中心。

大分県南部の巨大な市になった。黒潮が流入するこの 佐伯市沿岸は、好漁場であり、海洋生物の多様性・生 産性の高い貴重な場所である。この豊後水道の沿岸環 境を保全していくことは、地場産業と地域の活性化を 目指した「一村一品運動」の発祥地である大分県にと って、とても重要な命題であると思われる。

しかしながら、この合併により東九州自動車道の完 成を待つ旧南海部郡の町村からも、石間浦の埋め立て を望む声が上がり始めている。市町村合併により、大 入島住民にとっての「よそ者のエゴ」が以前にもまし て強く押し付けられようとしているのである。それぞ れの人々が暮らす地域の自然と生活・文化を尊重でき なくなるのならば、市町村合併は「持続可能な社会| 「生物多様性の尊重」を目指す現代社会においては文 明的退行でしかないと指摘される。

新生・佐伯市の未来のためにも、海と人々の暮らし のあり方を、大入島石間浦の問題を契機として見つめ 直すべきではないだろうか。海部(あまべ)という海 を司る人々が集った社会の未来を、行政、漁業者、住 民、海洋学者などで充分に話し合って模索するべきで ある。

【文献】

- Fukuda, H., Asami, T., Yamashita, H., Sato, M., Hori, S. & Nakamura, Y., 2000. Marine molluscan and brachiopod fauna of Tanoura, Nagashima Island, Kaminoseki-cho, Yamaguchi Prefecture, Japan. The Yuriyagai, 7 (2): 115-196.
- ●後藤 晃, 1987. 淡水魚一生活環からみたグループ分けと分 布域形成. 水野信彦・後藤晃 (編), pp.1-5. 日本の淡水魚 類一その分布,変異、種分化をめぐって一、東海大学出版会、
- 環境庁自然保護局・財団法人海中公園センター、1994、第4 回自然環境保全基礎調査海域生物環境調査報告書(干潟,藻 場, サンゴ礁調査) 第2 巻藻場. (http://www.biodic.go.jp/ reports/4-12/r00a.html)
- 大分県、2001、レッドデータブックおおいた~大分県の絶滅 のおそれのある野生生物~、I+8pls.+I+507pp. 大分県自 然環境学術調査会野生生物専門部会,大分.
- 大分県, 2002. 公有水面埋立免許願書添付図書 1 埋立必要理 由書. 大分県.
- 大分県佐伯土木事務所、2002. 環境保全に関し講じる措置を 記載した図書佐伯港 (大入島東地区). 大分県佐伯土木事務 所。佐伯。
- 東本高志, 2005. 月刊地方自治職員研修, 2005年11月号. 大入島でいま何が起きているのか~大分県佐伯市.
- ●山下博由・福田宏・鈴木田亘平,2004.大分県佐伯市大入島 石間浦の海産貝類相. Venus, 63 (1, 2):81.
- 山下博由, 2004. 大分県佐伯市大入島石間浦の埋立事業の問 題点. JAWAN 通信, (77). (http://www.jawan.jp/rept/ rp2004/rp040421yamashita-j77.html)
- ●財団法人日本離島センター、2005. 日本の島ガイド SHIMADAS. 第2版第3刷. 財団法人日本離島センター, 東